

松阪市篠田山斎場条例

改正後

改正前

(使用料)

第6条 使用料は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

2 (略)

別表第2 (第6条関係)

葬祭室使用料

| 基準使用時間 | 室1 | | 室2 | | 連続使用可能時間 |
|----------------|---------|----------|---------|----------|---|
| | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 | |
| 午前9時から午後3時まで | 15,670円 | 47,010円 | 18,400円 | 55,200円 | 8時間まで(ただし、基準時間外に使用できる時間は午後3時から午後5時までに限る。) |
| 午後4時から翌日午後3時まで | 40,700円 | 122,100円 | 51,130円 | 153,390円 | 47時間まで |
| 基準時間外使用料(1時間) | 1,470円 | 4,410円 | 1,920円 | 5,760円 | |

備考

基準時間外使用料は、基準使用時間の前後に連続して使用する場合に適用し、1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに加算する。

(使用料)

第6条 使用料は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による本市被生活扶助世帯は、5割引とする。

2 (略)

別表第2 (第6条関係)

葬祭室使用料

| 区分 | 単位 | 基本使用料 | | 摘要 |
|----|--------|-------|---------|---|
| 室1 | 2時間につき | 市内 | 5,500円 | 使用時間が2時間を超えたときは、その超えた1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに市内については2,200円、市外については4,400円を加算する。 |
| | | 市外 | 11,000円 | |
| 室2 | | 市内 | 6,600円 | 使用時間が2時間を超えたときは、その超えた1時間(1時間に満たない場合は1時間とみなす。)ごとに市内については2,420円、市外については4,840円を加算する。 |
| | | 市外 | 13,200円 | |